

下関市立学校適正規模・適正配置基本計画 変更計画

(第3期計画期間：令和2年度～令和6年度)

令和4年11月

下関市教育委員会

目次

はじめに

I 計画策定の趣旨等	1
1 適正化の必要性と計画策定の趣旨	1
2 計画の目的	1
3 計画の期間	1
4 計画の見直し	1
II 市立小・中学校の状況	2
1 小・中学校の現状	2
2 小・中学校の将来推計	4
III 適正化の基本的な考え方	7
1 適正な規模について	7
2 適正規模の基準	7
3 適正な配置について	8
4 適正配置の基準	8
IV 適正化の具体的な方策	9
1 適正化の検討対象校・優先対象校	9
2 地域区分別の優先対象校	10
3 適正化の手法	11
4 適性化の組み合わせ	11
V 適正化の実施に関する事項	13
1 学校統合の実施	13
2 小中一貫教育の推進	14
3 地域性を生かした小規模校の取組	15
VI 適正化における留意事項	17
VII 資料編	
・学校の適正規模・適正配置に関する関係法令（抜粋）	
・学校規模別教職員配置の標準（例）	
・適正化モデル毎のシミュレーション	
・市立小学校一覧／市立中学校一覧	
・市立小・中学校配置図（令和2年度）	

はじめに

全国的な少子化の中、本市においても、市立小・中学校で学校の小規模化が進み、児童生徒の人間関係の固定化や多様な価値観とのふれあいの減少、学級数の減少に伴う教職員数の減少など、教育上又は学校運営上の様々な課題が指摘されています。

下関市教育委員会では、こうした課題を克服し、子どもたちにとって、よりよい教育環境を実現することを目的に、平成21年5月に下関市立学校適正規模・適正配置基本計画（以下「第1期計画」という。）を策定し、下関市での市立小・中学校の適正規模・適正配置の取組を進めてきました。

平成27年8月には、第2期下関市立学校適正規模・適正配置基本計画（以下「第2期計画」という。）を策定し、第1期計画に引き続き市立小・中学校の適正規模・適正配置の取組を進めてまいりました。第2期計画の計画期間が令和元年度で終了するに当たり、教育委員会の附属機関として下関市立学校適正規模・適正配置検討委員会を設置し、市立小・中学校の現状や最新の児童生徒数の将来推計、国・県の動向等を踏まえ、令和元年12月から5回にわたり審議し、令和2年8月の同検討委員会からの答申を踏まえ、また文部科学省の手引等も参考に検討し、令和2年11月に第3期の下関市立学校適正規模・適正配置基本計画（以下「第3期計画」という。）を策定し、取組を進めています。

第3期計画において、中間年度にあたる令和4年度に最新の人口データ等を基に児童生徒数の将来推計を行い、計画見直しを検討することとしており、その検討の結果、計画の変更が必要と判断したため、この度下関市立学校適正規模・適正配置基本計画変更計画（以下「変更計画」という。）を策定いたしました。

なお、変更計画においても、基本的な考え方は当初の第3期計画に基づいており、変更箇所はP5, 6の「2 小・中学校の将来推計（2）学校規模の将来推計」、P10の「2 地域区分別の優先対象校」、P12の「【適正化モデル】」、P22からP27までの「■適正化モデル毎のシミュレーション」としています。

I 基本計画策定の趣旨等

1 適正化の必要性と計画策定の趣旨

学校規模や配置の適正化を考える上では、第一に学校の果たす役割を再確認する必要があります。義務教育を行う小・中学校は、児童生徒の能力を伸ばしつつ、社会において自立的に生きる基礎を培い、また、社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的としています。このため、学校では、単に知識や技能を習得させるだけではなく、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付けさせることが重要です。

そのためには、一定の規模の児童生徒集団が確保されていることや、バランスのとれた教職員集団が配置されていることが望ましく、一定の学校規模を確保することが必要と考えています。

また、学校は、地域によっては防災拠点や文化・スポーツ活動拠点などの側面を持っており、学校規模や配置の適正化は、保護者や地域住民の理解と協力に基づいて実施することが重要です。

このような観点を踏まえ、市立小・中学校の規模や配置の適正化について、基本的な考え方や具体的な方策を示し、保護者や地域住民、行政が一体となってその取組を円滑に進めるため、下関市立学校適正規模・適正配置基本計画を策定します。

2 計画の目的

少子化に伴い、市立小・中学校の小規模化が進行する中、将来にわたって義務教育の教育水準の維持・向上を図り、子どもたち一人ひとりの「生き抜く力」を育てることができ、よりよい教育環境を実現することを目的とします。

3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

4 計画の見直し

国の教育制度改革や県の学級編制基準の見直し、宅地造成や集合住宅の建設に伴う児童生徒数の大幅な増加など、特段の事由がある場合には、計画期間の途中に見直しを行い、その一部又は全部を改定することがあります。

なお、計画期間の中間年度にあたる令和4年度には、最新の人口データ等を基に、児童生徒数の将来推計を行い、計画見直しの必要性を検討します。

Ⅱ 市立小・中学校の状況

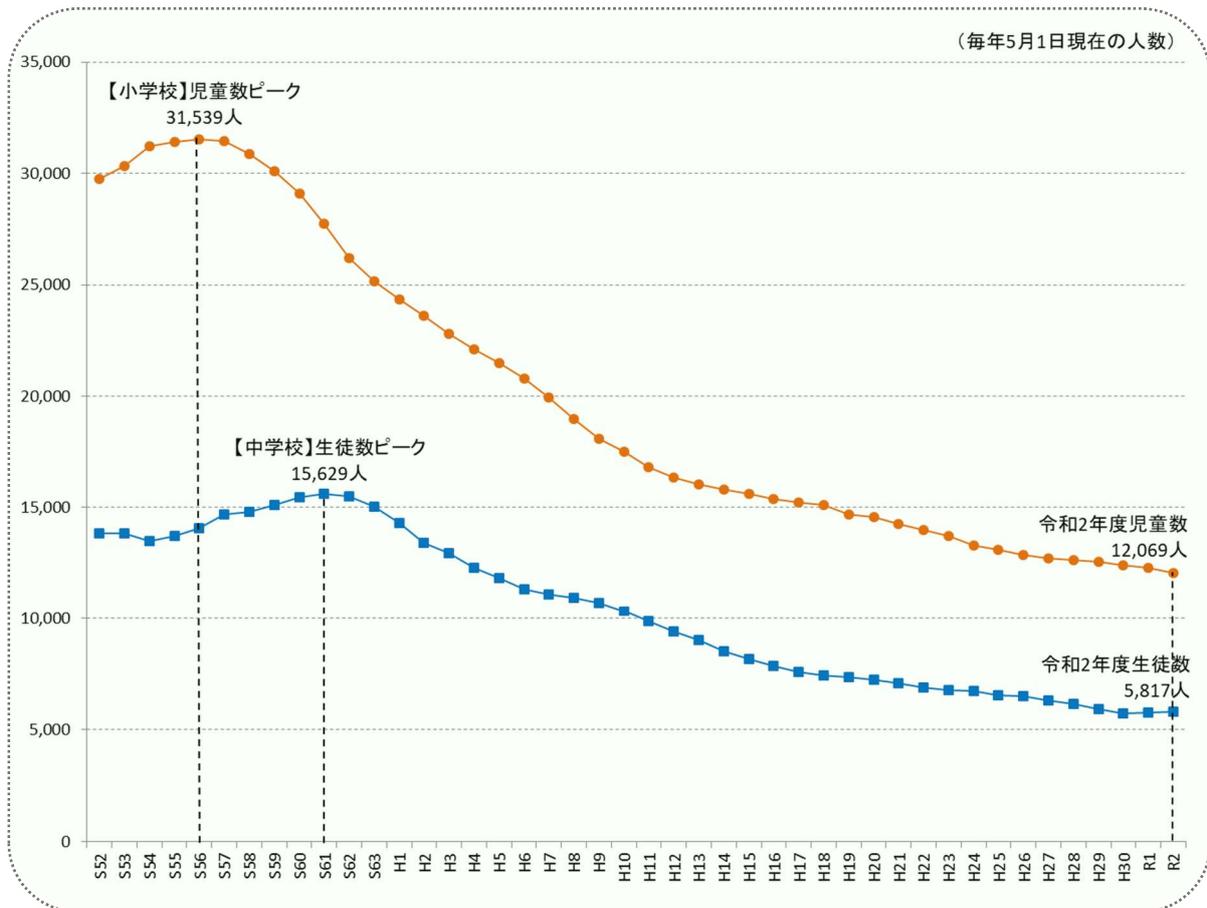
1 小・中学校の現状

(1) 児童生徒数の現状

市立小学校の児童数は、昭和56年度の児童数31,539人をピークに減少の一途をたどり、令和2年5月1日現在、12,069人となっています。

また、市立中学校の生徒数は、昭和61年度の生徒数15,629人をピークに減少を続け、令和2年5月1日現在、5,817人となっています。

児童生徒数は、ピーク時と比較して、約38%と大幅に減少しています。



(2) 学校数の現状

市立小・中学校数については、児童生徒数が増加から減少傾向へと転換した昭和50年から60年代以降も、宅地開発等に伴う旧下関市郊外の人口増加にあわせて分離新設が行われ、平成2年に、市立小学校56校、市立中学校27校と、ピークを迎えました。

その後、平成17年の市町合併前後に、豊浦町等で、少子化や校舎の老朽化による市立小中学校の統廃合が実施されたことから、第1期計画を策定した平成21年度時点では、市立小学校54校、市立中学校23校でした。

第2期計画を策定した平成27年8月時点では、市立小学校51校、市立中学校22校となり、令和2年4月1日現在は、市立小学校44校、市立中学校22校となっています。

(3) 学校規模の現状

第2期計画以降、小学校については統合により7校減少したことから、1学校当たりの児童数は若干の増加がみられるものの、児童生徒数の大幅な減少により、学校の小規模化が進行している状況です。

令和2年5月1日現在、市立小学校1校当たりの児童数は274人、市立中学校1校当たりの生徒数は264人となっており、中核市の中でも下位に位置している状況です。

市立小・中学校の1学校当たりの児童生徒数

市立小学校

年度	児童数	学校数	1学校当たりの児童数
令和2年度	12,069人	44校	274人
昭和56年度 (児童数ピーク)	31,539人	52校	607人

市立中学校

年度	生徒数	学校数	1学校当たりの生徒数
令和2年度	5,817人	22校	264人
昭和61年度 (生徒数ピーク)	15,629人	26校	601人

中核市の1校当たりの児童生徒数



2 小・中学校の将来推計

(1) 児童生徒数の将来推計

本市の児童生徒数について、令和元年5月1日現在の校区別の人口や在籍児童数等をもとに令和7年度の児童生徒数を推計した場合、市立小学校の児童数が10,655人、市立中学校の生徒数が5,258人と、引き続き減少することが見込まれます。

また、本市の人口については、国立社会保障・人口問題研究所がとりまとめた「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年3月推計）」において、平成27年から令和27（2045）年までの30年間（5年ごと）の男女年齢（5歳）階級別の将来人口の推計が示されています。この中で、本市の人口は、平成27年の268,517人から令和27年には181,656人にまで減少すると推計されています。

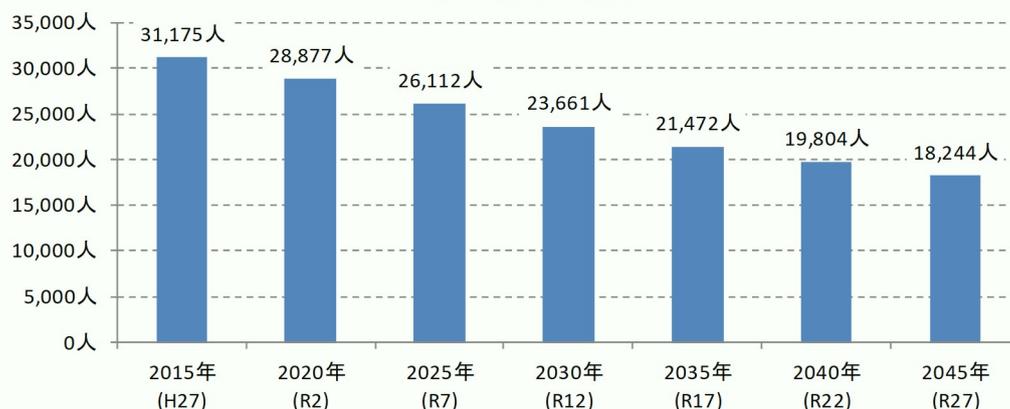
このうち、0歳から14歳までの人口は、令和2年の28,877人から令和27年には18,244人になると推計されており、これは、令和2年からの25年間で、約37%も減少するというものです。



下関市の将来推計人口

	2015年 (H27)	2020年 (R2)	2025年 (R7)	2030年 (R12)	2035年 (R17)	2040年 (R22)	2045年 (R27)
総 数	268,517人	255,147人	240,596人	225,685人	210,671人	195,797人	181,656人
うち 0～14歳	31,175人	28,877人	26,112人	23,661人	21,472人	19,804人	18,244人

(0～14歳人口の推移)



出典:「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年3月推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)

(2) 学校規模の将来推計

令和10年度まで学校数に変化が無かった場合、市立小学校1学校当たりの児童数は224人、市立中学校1学校当たりの生徒数は210人と推計されます。

次ページの令和10年度の推計結果を学校ごとにみた場合、市立小学校では、複式学級が編制される5学級以下の学校が10校と見込まれています。市立中学校では、学年によってクラス替えができない1学級のみ編制となる5学級以下の学校が11校と見込まれています。

児童生徒数の減少は、令和10年度以降も続くことが予想されており、小規模校の増加とともに、過度に小規模化した学校では、教頭や養護教諭、学校事務職員が未配置となるなど教育環境への影響が懸念されます。

将来にわたり義務教育の機会均等や水準の維持・向上を図る観点から、地域の実情に応じた市立学校の規模や配置の適正化を検討し、これを実行していくことが求められています。

学級数別の学校数と児童・生徒数（令和10年度推計結果）

小 学 校（35人学級）							学級数	中 学 校（35人学級）							
学 校 名（児童数）								校数	校数	学 校 名（生徒数）					
							0	1	1	蓋井 (2)					
						吉母 (9)	1	2	0						
豊田下 (27)	吉田 (26)	内日 (26)	室津 (20)	檜崎 (16)	宇賀 (15)	蓋井 (6)	7	3	6	内日 (7)	豊田 (63)	吉見 (67)	豊北 (67)	文洋 (73)	木屋川 (83)
						小串 (31)	1	4	1	豊洋 (82)					
						関西 (61)	1	5	3	名陵 (103)	向洋 (108)	玄洋 (109)			
豊東 (125)	豊北 (120)	誠意 (115)	吉見 (115)	桜山 (103)	岡枝 (94)	本村 (85)	13	6	3	菊川 (151)	夢が丘 (168)	長成 (183)			
			角倉 (157)	向井 (142)	養治 (136)	王喜 (131)									
						江浦 (125)									
						名陵 (200)	2	7	0						
						西山 (183)									
							0	8	0						
						川棚 (215)	1	9	3	彦島 (274)	日新 (231)	垢田 (259)			
						生野 (257)	3	10	0						
						向山 (228)									
						垢田 (224)									
						小月 (246)	1	11	0						
						川中西 (354)	2	12	2	安岡 (349)	山の田 (393)				
						文関 (307)									
						清末 (378)	1	13	1	長府 (399)					
						長府 (419)	1	14	0						
						山の田 (439)	2	15	0						
						王司 (399)									
							0	16	0						
							0	17	1	勝山 (538)					
							0	18	2	東部 (561)	川中 (568)				
						一の宮 (576)	2	19	0						
						熊野 (542)									
						豊浦 (599)	1	20	0						
							0	21	0						
							0	22	0						
						安岡 (718)	2	23	0						
						勝山 (645)									
						川中 (713)	1	24	0						
42校 383学級 9,391人							42	計	23	23校 173学級 4,838人					

（備考）

- ・児童生徒数は、令和4年5月1日現在の校区別人口や市立小学校の在籍児童数等を基に推計したものです。
- ・推計において、校区外通学による児童生徒数の変動は考慮していません。
- ・学級数は、特別支援学級を除いたものになります。

Ⅲ 適正化の基本的な考え方

1 適正な規模について

義務教育段階の学校は、教科等の知識や技能を習得させるだけではなく、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付けることが重要になります。そうした教育効果を十分に発揮するためには、一定の規模の児童生徒集団やバランスのとれた教職員集団が配置されていることが望ましく、このようなことから、一定の学校規模を確保することが必要となります。

2 適正規模の基準

前記1 に基づき、適正規模の基準については、次のとおりとします。

【学校の適正規模】

分類	全校学級数
小学校	12学級～24学級
中学校	12学級～24学級

〈考え方〉

- 前提条件としての1学級当たりの児童生徒数は、山口県の基準（小・中学校の全学年：1学級35人）に基づくものとします。
- 人間関係の固定化を避けるため、小・中学校ともに、クラス替えができる規模（小学校12学級以上、中学校6学級以上）を確保する必要があると考えます。
- 中学校は教科担任制であり、指導方法の工夫改善や校内研究体制の充実を図るために、同じ教科の教員を一定の規模で複数配置できる12学級（1学年に4学級）以上が望ましいと考えます。
- 5学級以下の学校と12学級から18学級まで（学校教育法施行規則における標準学級数）の学校とを統合する場合には、24学級までを適正な学校規模として、国庫補助が行われることとなっていることから、19学級から24学級までを含めて適正な規模とします。

3 適正な配置について

学校の配置については、全市的な学校の設置状況や地理的要因を考慮し、限られた財源の中で長期的に適正な学校規模の確保を目指していく必要があります。

このため、学校施設の整備、耐震化の状況や既存校舎を生かした教室数の確保などを考慮し、その上でなお、適正な配置が図れない場合は、校舎の新設についても検討していきます。

また、学校統合を行うことは、通学距離の延長に伴い、児童生徒の負担を大きくする可能性もあるため、学校の位置や学区の決定等に当たっては、児童生徒の負担面や安全面などに配慮し、地域の実態を踏まえた適切な通学条件や通学手段が確保されるようにすることが必要となります。

4 適正配置の基準

前記3に基づき、適正配置の基準については、次のとおりとします。

【学校の適正配置】

分類	通学距離	通学時間
小学校	おおむね4km以内	おおむね1時間以内
中学校	おおむね6km以内	おおむね1時間以内

〈考え方〉

- 徒歩や自転車による通学距離としては、小学校で4km以内、中学校で6km以内という基準は、おおよその目安として妥当であると考えます。
- 通学時間としては、遠距離通学の場合に、公共交通機関やスクールバスなど、適切な交通手段が確保できることを前提として、おおむね1時間以内を目安とします。

IV 適正化の具体的な方策

1 適正化の検討対象校・優先対象校

Ⅲで示した適正規模の基準（学級数12学級～24学級）に基づき、令和7年度の推計で基準に該当しない学校を「検討対象校」とします。

さらに、検討対象校のうち、複式学級^{※1}の編制や教員の配置など、小規模校の特性が顕著となる5学級以下の学校を「優先対象校」とし、適正化に向けた具体的な取組を優先的に進めていくこととします。

ただし、旧下関市中心部^{※2}については、その他の地域と比較して、狭い範囲に多くの学校が集中しているという地域の状況を踏まえ、6学級以下の学校を「優先対象校」とします。

このうち、離島にある蓋井小学校については、児童の通学等の負担を考慮し、検討対象校から除外するものとします。

【検討対象校】

分類	検討対象校		適正規模校
小学校	うち優先対象校	～11学級	12学級～24学級
中学校			



【優先対象校】

区分	旧下関市中心部	旧下関市周辺部	総合支所管内
小学校	令和7年度推計で 6学級以下の学校（特別支援学級を除く）	令和7年度推計で 5学級以下の学校（特別支援学級を除く）	
中学校			

※1〈参考〉複式学級

児童生徒数が少ない場合、2つの学年の児童生徒で1つの学級（複式学級）を編制する場合があります。複式学級の編制基準は、原則として次のとおりです。本計画は、この基準に基づき策定しています。

	小学校		中学校
	第1学年の児童を含む	第1学年の児童を含まない	
1学級の児童生徒数	8人以下	16人以下	8人以下

※2〈参考〉地域区分

本市は、約716km²と広大な面積を有しており、全ての地域を同一の基準で考えることが適切でない場合があるため、次の3つの地域に分けて、学校規模や配置の適正化について検討を進めています。

区分	範囲(中学校区)
旧下関市中心部	日新中・向洋中・山の田中・文洋中・名陵中・彦島中・玄洋中の校区
旧下関市周辺部	東部中・長府中・長成中・勝山中・川中中・垢田中・安岡中・吉見中・木屋川中・内日中の校区
総合支所管内	菊川中・豊田中・豊洋中・夢が丘中・豊北中の校区

2 地域区分別の優先対象校

前記1 に基づく、地域区分別の優先対象校は次のとおりとなります。

【旧下関市中心部】:6学級以下の学校(特別支援学級を除く)

学級数	小学校						中学校		
	3							文洋 (73)	
4									
5	関西 (61)						名陵 (103)	向洋 (108)	玄洋 (109)
6	本村 (85)	桜山 (103)	江浦 (125)	養治 (136)	向井 (142)	角倉 (157)			

【旧下関市周辺部】:5学級以下の学校(特別支援学級を除く)

学級数	小学校						中学校		
	2	吉母 (9)							
3	吉田 (26)	内日 (26)				内日 (5)	吉見 (67)	木屋川 (83)	
4									
5									

【総合支所管内】:5学級以下の学校(特別支援学級を除く)

学級数	小学校					中学校				
	菊川	豊田	豊浦		豊北	菊川	豊田		豊浦	豊北
3	檜崎 (16)	豊田下 (27)	宇賀 (15)	室津 (20)			豊田 (63)			豊北 (67)
4			小串 (31)						豊洋 (82)	
5										

(備考)

・学校名下の()内数値は、令和10年度推計の児童生徒数を示したものです。

3 適正化の手法

(1) 学校統合

学校の適正化を図っていくための手法としては、原則として、統合により適正規模化を図りつつ、必要に応じて通学区域の見直しを行うものとします。

(2) 小中一貫教育の推進

小中一貫教育については、これまでの取組の成果を生かしてより積極的に実施していくこととし、学校の配置や施設の状況等を踏まえて小中一貫教育が有効と判断した場合には、円滑かつ効果的に推進していきます。

4 適正化の組み合わせ

教育委員会が望ましいと考える学校の適正化の組み合わせや適正化後の学校位置を、次のとおり「適正化モデル」として示します。

適正化モデルについては、原則として「対象校における学校統合」について優先的に取り組むものとし、その後若しくは学校統合と一体的に「小中一貫教育」を推進していきます。

また、「適正化の対象校が3校以上の適正化モデルにおいて、段階的に適正化を進めること」、「施設分離型の小中一貫教育が示されている適正化モデルにおいて、施設一体型の小中一貫教育を検討すること」、「小学校又は中学校同士の統合が示されている地域で、さらに小中一貫教育の推進を検討すること」など、地域の状況に応じて柔軟に対応していくこととします。

教育委員会では、学校の小規模化が一段と進行する中、本計画の計画期間中に、適正化モデルに沿った学校の適正化に向けて取り組むこととしますが、適正化を進めるに当たっては、「V 適正化の実施に関する事項」で示すとおり、保護者や地域住民の理解や協力をもとに実施していきます。

【適正化モデル】

		対象校	小中一貫教育	学校位置※1
旧下関市中心部	①	王江小 名池小 名陵中	○	名池小 名陵中
	②	関西小 桜山小 向山小 文洋中 向洋中	○	旧神田小学校 (西神田町5-1)
	④	本村小 西山小 玄洋中	○	玄洋中
旧下関市周辺部	⑤	吉母小 吉見小 吉見中	○	吉見小 吉見中
	⑥	吉田小 王喜小 木屋川中	○	木屋川中
	⑦	内日小 内日中	○	内日小
総合支所管内	⑧	檜崎小 岡枝小		岡枝小
	⑨	豊田中小 豊田下小 西市小 豊田中	○	西市小 豊田中
	⑩	室津小 誠意小 豊洋中	○	豊洋中
	⑪	宇賀小 小串小 川棚小		川棚小
	⑫	豊北小 豊北中	○	豊北中

(備考)

※1 学校位置は、統合前の学校名による位置のみを示したものです(校名は統合前の名称です。)

・適正化モデルの詳細は、Ⅶ資料編【適正化モデル毎のシミュレーション】のとおりです。

V 適正化の実施に関する事項

1 学校統合の実施

学校は児童生徒の教育のために設置されている施設であり、学校統合の検討に当たっては児童生徒の教育条件の改善の視点を中心に据えるべきですが、地域住民から見た学校は、地域社会の将来を担う人材を育てる中核的な場所であるとともに、防災、保育、地域の交流の場など様々な機能を有している場合も多く、学校づくりがまちづくりと密接に関わってくることになります。

また、本市では、学校が抱える様々な課題を解決するために、全小・中学校をコミュニティ・スクールに指定し、コーディネーターを全校に配置することで地域と連携した学校づくりを推進しており、学校運営に地域住民が密接に関わっている状況があります。

このため、学校統合については、次に示すとおり、保護者や地域住民に対して十分な説明を行うとともに、保護者や地域住民の理解や協力をもとに進めるものとします。

〈考え方〉

- 対象校区の保護者や地域住民との意見交換により、情報の共有化を図り、学校統合に関する理解を深めていきます。
- 保護者や学校運営協議会の代表者等との協議により、学校統合（統合校の位置、時期など）についての確認を得たのち、統合準備に向けた具体的な内容（校名、指定用品など）を決定していきます。

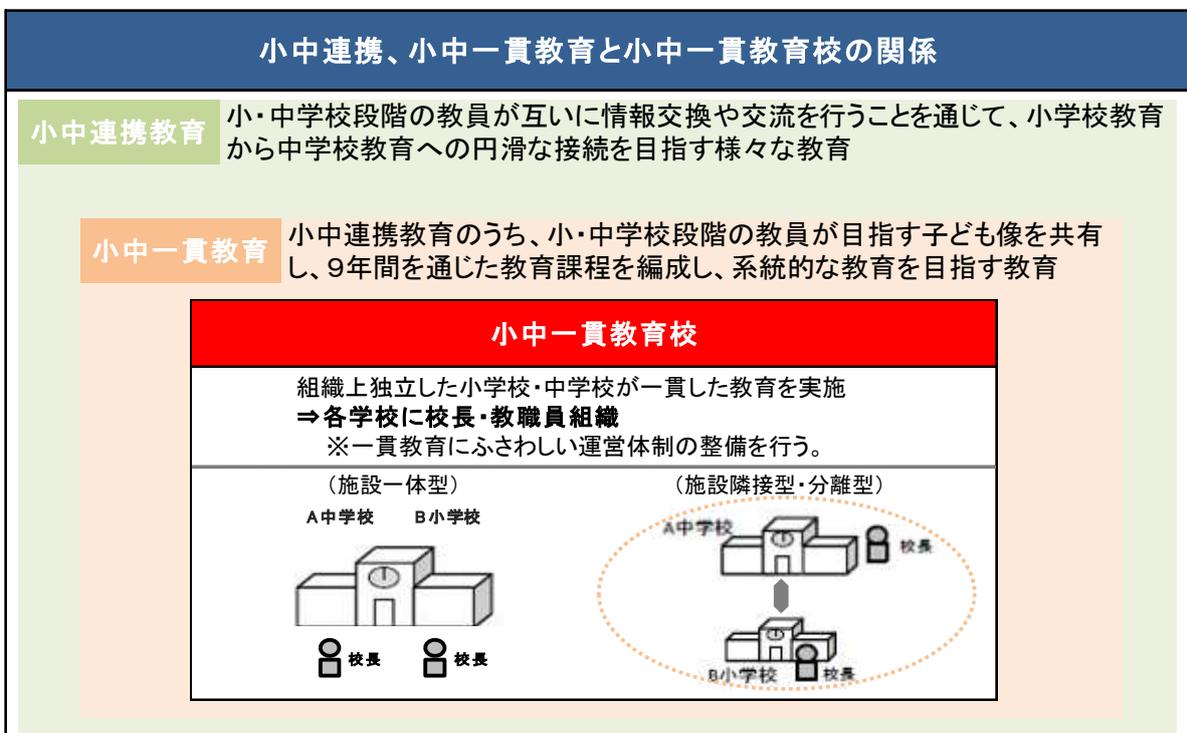
2 小中一貫教育の推進

(1) 小中一貫教育の現状

本市における小中連携教育の取組としては、小・中学校の共通課題に応じて、各中学校区で小中連携協議会を設置したり、小・中学校合同の研修会を開催したりするなど、全ての小・中学校で小中連携教育に取り組んでいます。

また、小中一貫教育の推進のため「小中一貫教育推進校」を指定し、その研究の成果と課題を小中一貫教育部会で検証していくことで、地域の特色を生かした小中一貫教育の在り方についての研究を進めています。

今後は、これまでの研究と検証に基づき、コミュニティ・スクールによる地域性を生かした小中一貫教育校の設置を推進し、併せて義務教育学校の設置に向けた研究を進めていくこととします。



(2) 小中一貫教育推進の目的

学校の適正化の手法の一つである学校統合は、小学校同士、中学校同士の統合が基本ですが、近隣小・中学校の配置や施設一体化等の可能性を検証したうえで小中一貫教育を推進し、小学校と中学校の縦の連携・接続を改善することで、よりよい教育環境を実現することを目指します。

小中一貫教育においては、次に示すような取組を行っていくことで、義務教育課程の9年間を通じた系統的な教育を実現し、一体的な教育活動の充実を図るとともに、小学校と中学校の教育活動に内在するギャップの解消と円滑な移行を図っていくとするものです。

小中一貫教育の具体的な取組

【指導の一貫性の確保】

- 義務教育の9年間を見据えた教育課程の編成・実施
 - ・教科等の系統性・連続性を踏まえた学習指導
 - ・教育課程の特例の活用(小中一貫教科等の設定)
 - ・教科等を横断した学習指導(ICTの活用)

【学年段階の区切りの柔軟な設定、取組】

- 各学校の状況や目的に応じた、区切りの柔軟な設定
 - ・評価や評定方法の円滑な移行(小学校高学年からの定期試験導入など)
 - ・部活動への参加(小学校高学年)
 - ・区切りの節目を活用した取組(1/2成人式、立志式)

【教科担任制、乗り入れ指導】

- 小・中学校教員の各学校間への相互乗り入れ指導
 - ・小学校高学年における教科担任制の導入
 - ・中学校への乗り入れ指導

【異学年交流】

- 多様な異学年交流の設定
 - ・教科における共同学習
 - ・特別活動における交流活動(地域清掃、運動会、文化祭、部活動など)

【特別支援教育の充実への取組】

- 小中一貫教育のメリットを生かした体制の充実
 - ・学習環境への継続的な配慮
 - ・教員の専門性の向上、連携強化

【体制整備】

- 継続的に改善を進めていくための教職員体制
 - ・教職員の兼務発令、事務分掌の共通化
 - ・コーディネーターの加配措置
 - ・指導主事等の助言・指導、研修体制の強化

3 地域性を生かした小規模校の取組

学校の適正化を図っていくための手法としては、原則として学校統合や小中一貫教育を推進していくこととなります。

ただし、小規模校において、小中一貫教育の推進が有効であり、さらに、地域コミュニティの存続や発展の中核的な施設としての学校の役割が重要であると考えられる場合は、適正規模にとらわれず、小規模校の特性を生かした学校のあり方についても検討していくこととします。

小規模校の特性

【児童生徒の学習・生活面】

- 一人ひとりの学習状況等などの把握がしやすく、きめ細やかな指導が行いやすい。
- 学習や様々な活動において、意見や感想を発表できる機会やリーダーを務める機会が多く、責任感ややりがいの醸成につながる。
その反面、集団生活の中での多様な考え方に触れる機会や学びあいの機会が少なく、切磋琢磨することでの意欲や成長が引き出されにくい。
- 児童生徒が相互に学び合う活動を充実させることができる。
その反面、クラス替えができず、新たな人間関係を作り上げようとする機会が少なくなる。
- 異なる学年の学習活動を機動的に行うことができる。
その反面、運動会や音楽活動など、集団活動の実施に制約が生じやすく、クラブ活動や児童会の委員会などの設置も限定され、選択の幅が狭まる。

【学校運営面】

- 運動場、体育館、特別教室などに比較的余裕があり、活用しやすい。
- 教材、教具などを一人ひとりに行き渡らせやすい。
- 教職員数が少ないため、バランスの取れた配置を行いにくく、教職員同士が切磋琢磨する環境も作りにくい。

【その他】

- 保護者や地域と連携した教育活動が展開しやすい。
その反面、学校活動等における保護者1人あたりの負担が大きくなりやすい。

特性を生かす方策

【教育課程特例校制度の活用】

学校教育法施行規則第55条の2に基づき、学校を指定し、学習指導要領等によらない教育課程を編成して実施することを認める制度

(例)校区の豊かな自然・文化・伝統・産業資源等を最大限に生かし、地域のニーズを踏まえた体験的・問題解決的な活動を積極的に取り入れた特別なカリキュラムを編成

【小規模特認校制度の活用】

従来の通学区域は残したままで、特定の学校について、通学区域に関係なく、市内のどこからでも就学を認める制度

【その他具体例】

- 少人数であることを生かした教育活動(外国語の指導や実技指導等)の徹底
- 個別指導・繰り返し指導の徹底等による学習内容の定着
- 総合的な学習の時間における個に応じた学習課題の設定、複数年にわたる追究
- 地域との密接なつながりを生かした校外学習・体験活動の充実
- 小中一貫教育による一定の学校規模の確保
- 異なる学年集団での協働学習、体験学習
- 複数学校とのネットワーク構築による合同行事
- ICTの活用による他校との合同授業
- 他の自治体の学校との「姉妹校」指定による交流
- 複数学校間での兼務発令による教科免許保有者による指導の確保
- 学校教育活動への地域人材の参画
- 社会教育施設等との複合化による教育活動の充実

VI 適正化における留意事項

1 適正化前の児童生徒の交流

適正化に対する児童生徒や保護者の不安を和らげるため、計画的に合同の学校行事や授業を実施するなど、適正化前の学校における児童生徒の交流に配慮します。

2 教職員の配置

適正化に伴う環境の変化に対する児童生徒、保護者の不安や動揺を最小限にするとともに、適正化に関する諸準備及び適正化後の学校運営等を円滑に進めることができるよう、山口県教育委員会との情報共有や連携を図り、適切な教職員の配置に努めます。

3 通学の安全確保

適正化において、通学の安全確保は、保護者の大きな不安要素の1つであり、児童生徒が安全に通学できることを最優先に、通学距離や公共交通機関の運行状況等に応じて、スクールバスを運行するなど、最も安全な通学方法を検討し、適正化後の通学に支障がないよう取り組みます。

4 適正化後の支援体制等の充実

適正化後の学校に対しては、より積極的にガイダンスアドバイザーを派遣するなどし、生徒指導上の諸問題の未然防止や早期発見、不審者対応も含めた通学路の安全確保等に努め、きめ細かな学校支援体制の充実に取り組みます。

また、適正化の実施に当たっては、既存の施設を有効活用することを原則としながらも、適正化による教育環境の変化に適切に対応するため、重点的に学校施設の改修に努めます。

5 特別な支援を必要とする児童生徒への対応

適正化において、環境の変化への適応に困難があるなど特別な支援を必要とする児童生徒については、個別に適切な対応を検討し、個々の教育的ニーズに応じた一層きめ細かな支援を行います。

6 学校跡地の有効活用

適正化に伴う学校の跡地利用については、全市的な行政需要を踏まえた上で、保護者や学校運営協議会の代表者等から示された意見を参考とし、施設や地域の状況に応じた利用や処分を関係部局と連携し検討します。

VII 資料編

■学校の適正規模・適正配置に関する関係法令等（抜粋）

1 学級編制の基準について

○公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年5月法律第116号）

（学級編制の標準）

第3条

2 各都道府県ごとの、都道府県又は市(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下単に「指定都市」という。))を除き、特別区を含む。第8条第3号並びに第8条の2第1号及び第2号を除き、以下同じ。)町村の設置する小学校(義務教育学校の前期課程を含む。次条第2項において同じ。)又は中学校(義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。同項において同じ。)の一学級の児童又は生徒の数の基準は、次の表の上欄に掲げる学校の種類及び同表の中欄に掲げる学級編制の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数を標準として、都道府県の教育委員会が定める。ただし、都道府県の教育委員会は、当該都道府県における児童又は生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合については、この項本文の規定により定める数を下回る数を、当該場合に係る一学級の児童又は生徒の数の基準として定めることができる。

学校の種別	学級編制の区分	一学級の児童又は生徒の数
小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)	同学年の児童で編制する学級	40人(第一学年の児童で編制する学級にあつては、35人)
	二の学年の児童で編制する学級	16人(第一学年の児童を含む学級にあつては、8人)
	学校教育法第81条第2項及び第3項に規定する特別支援学級	8人
中学校(義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。)	同学年の生徒で編制する学級	40人
	二の学年の生徒で編制する学級	8人
	学校教育法第81条第2項及び第3項に規定する特別支援学級	8人

○学級編制の弾力化状況

都道府県	校種	学年	概要
山口県	小学校	2～6学年	35人以下学級
	中学校	全学年	

2 学級数の標準について

○学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）

（学級数）

第41条 小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

※中学校については、第79条において準用

3 学校規模と通学距離について

○義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和33年法律第81号）

（国の負担）

第3条 国は、政令で定める限度において、次の各号に掲げる経費について、その一部を負担する。この場合において、その負担割合は、それぞれ当該各号に定める割合によるものとする。

- (4) 公立の小学校、中学校及び義務教育学校を適正な規模にするため統合しようとするに
伴って必要となり、又は統合したことによって必要となった校舎又は屋内運動場の新築
又は増築に要する経費 2分の1

○義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令（昭和33年政令第189号）

第4条 法第3条第1項第4号の適正な規模の条件は、次に掲げるものとする。

- (1) 学級数が、小学校及び中学校にあつてはおおむね12学級から18学級まで、義務教育学校にあつてはおおむね18学級から27学級までであること。
- (2) 通学距離が、小学校にあつてはおおむね4キロメートル以内、中学校及び義務教育学校にあつてはおおむね6キロメートル以内であること。
- 2 5学級以下の学級数の小学校若しくは中学校又は8学級以下の学級数の義務教育学校と前項第1号に規定する学級数の学校とを統合する場合には、同号中「18学級まで」とあるのは「24学級まで」と、「27学級」とあるのは「36学級」とする。
- 3 統合後の学校の学級数又は通学距離が第1項第1号又は第2号に掲げる条件に適合しない場合においても、文部科学大臣が教育効果、交通の便その他の事情を考慮して適当と認めるときは、当該学級数又は通学距離は、同項第1号又は第2号に掲げる条件に適合するものとみなす。

■学校規模別教職員配置の標準例（山口県教育委員会）

○小学校

学級数	教員数
1学級	2
2学級	3
3学級	4
4学級	5
5学級	6
6学級	7
7学級	8
8学級	10
9学級	11
10学級	12
11学級	13
12学級	14

学級数	教員数
13学級	15
14学級	16
15学級	18
16学級	19
17学級	20
18学級	21
19学級	22
20学級	23
21学級	24
22学級	25
23学級	26
24学級	27

※教職員は、教頭を含めた人数であり、校長は含まれません。

※上記のほか、学校の実情に応じて教員が加配されることがあります。

○中学校

学級数	教員数	標準的な教科担任別教員配置										
		国語	社会	数学	理科	英語	音楽	美術	保体	技術	家庭	計
3学級	7	1	1	1	1	1	1		1			7
4学級	8	1	1	1	1	1	1	1	1			8
5学級	9	1	1	1	1	1	1	1	1	1		9
6学級	10	2	1	1	1	1	1	1	1	1		10
7学級	12	2	1	2	1	1	1	1	1	1	1	12
8学級	13	2	1	2	1	2	1	1	1	1	1	13
9学級	15	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	15
10学級	16	2	2	2	2	2	1	1	2	1	1	16
11学級	18	3	2	3	2	2	1	1	2	1	1	18
12学級	19	3	2	3	2	3	1	1	2	1	1	19
13学級	20	3	3	3	2	3	1	1	2	1	1	20
14学級	22	3	3	3	3	3	1	1	3	1	1	22
15学級	23	4	3	3	3	3	1	1	3	1	1	23
16学級	25	4	3	4	3	4	1	1	3	1	1	25
17学級	27	4	4	4	4	4	1	1	3	1	1	27
18学級	28	4	4	4	4	4	1	1	4	1	1	28
19学級	30	5	4	4	4	4	2	1	4	1	1	30
20学級	31	5	4	4	4	4	2	2	4	1	1	31
21学級	33	5	4	5	4	5	2	2	4	1	1	33
22学級	34	5	4	5	5	5	2	2	4	1	1	34
23学級	36	6	5	5	5	5	2	2	4	1	1	36
24学級	37	6	5	5	5	5	2	2	5	1	1	37

※教員数は、教頭、教諭、助教諭、講師（非常勤講師を除く）の人数であり、校長は含まれません。

※上記のほか、学校の実情に応じて教員が加配されることがあります。

■適正化モデル毎のシミュレーション

(旧下関市中心部)

モデル①

1 対象校 : 王江小学校、名池小学校、名陵中学校 【小中一貫教育】

適正化後の学校位置 : 現在の名池小学校、名陵中学校の位置

2 児童生徒数・学級数の将来推計

	令和10年度推計														
	普通学級児童生徒数							普通学級数							
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	複式	合計
名陵小	29	35	28	26	47	35	200	1	1	1	1	2	1	0	7
名陵中	40	26	37				103	2	1	2				0	5

3 適正化後の児童生徒数・学級数

	令和10年度推計									
	小学校（普通学級）						中学校（普通学級）			合計
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	
児童生徒数	29	35	28	26	47	35	40	26	37	303
学級数	1	1	1	1	2	1	2	1	2	12

モデル②

- 1 対象校 : 関西小学校、桜山小学校、向山小学校、文洋中学校、向洋中学校【小中
一貫教育】

適正化後の学校位置：旧神田小学校（西神田町5-1）

- 2 児童数・学級数の将来推計

	令和10年度推計														
	普通学級児童数							普通学級数							
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	複式	合計
関西小	13	4	12	8	13	11	61	1	0	0	1	1	1	1	5
桜山小	20	22	11	16	13	21	103	1	1	1	1	1	1	0	6
向山小	37	33	41	35	42	40	228	2	1	2	1	2	2	0	10
文洋中	29	18	26	/	/	/	73	1	1	1	/	/	/	0	3
向洋中	36	40	32	/	/	/	108	2	2	1	/	/	/	0	5

※文洋中分教室の学級数を除く。

- 3 適正化後の児童数・学級数

	令和10年度推計									
	小学校（普通学級）						中学校（普通学級）			合計
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	
児童生徒数	70	59	64	59	68	72	65	58	58	573
学級数	2	2	2	2	2	3	2	2	2	19

モデル④

- 1 対象校 : 本村小学校、西山小学校、玄洋中学校 【小中一貫教育】

適正化後の学校位置：現在の玄洋中学校の位置

- 2 児童生徒数・学級数の将来推計

	令和10年度推計														
	普通学級児童生徒数							普通学級数							
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	複式	合計
本村小	11	9	19	20	14	12	85	1	1	1	1	1	1	0	6
西山小	22	39	29	31	29	33	183	1	2	1	1	1	1	0	7
玄洋中	31	42	36	/	/	/	109	1	2	2	/	/	/	0	5

- 3 適正化後の児童生徒数・学級数

	令和10年度推計									
	小学校（普通学級）						中学校（普通学級）			合計
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	
児童生徒数	33	48	48	51	43	45	31	42	36	377
学級数	1	2	2	2	2	2	1	2	2	16

(旧下関市周辺部)

モデル⑤

1 対象校 : 吉母小学校、吉見小学校、吉見中学校 【小中一貫教育】

適正化後の学校位置 : 現在の吉見小学校、吉見中学校の位置

2 児童生徒数・学級数の将来推計

	令和10年度推計														
	普通学級児童生徒数							普通学級数							
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	複式	合計
吉母小	2	0	3	2	0	2	9	0	0	0	0	0	0	2	2
吉見小	17	20	21	14	22	21	115	1	1	1	1	1	1	0	6
吉見中	21	20	26				67	1	1	1				0	3

3 適正化後の児童生徒数・学級数

	令和10年度推計									
	小学校（普通学級）						中学校（普通学級）			合計
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年	
児童生徒数	19	20	24	16	22	23	21	20	26	191
学級数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	9

モデル⑥

1 対象校 : 吉田小学校、王喜小学校、木屋川中学校 【小中一貫教育】

適正化後の学校位置 : 現在の木屋川中学校の位置

2 児童生徒数・学級数の将来推計

	令和10年度推計														
	普通学級児童生徒数							普通学級数							
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	複式	合計
吉田小	2	6	7	3	5	3	26	0	0	0	0	0	0	3	3
王喜小	14	24	25	21	23	24	131	1	1	1	1	1	1	0	6
木屋川中	26	31	26				83	1	1	1				0	3

3 適正化後の児童生徒数・学級数

	令和10年度推計									
	小学校（普通学級）						中学校（普通学級）			合計
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	
児童生徒数	16	30	32	24	28	27	26	31	26	240
学級数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	9

モデル⑦

1 対象校 : 内日小学校、内日中学校 【小中一貫教育】

適正化後の学校位置：現在の内日小学校の位置

2 児童生徒数・学級数の将来推計

	令和10年度推計														
	普通学級児童生徒数							普通学級数							
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	複式	合計
内日小	1	5	2	7	5	6	26	0	0	0	0	0	0	3	3
内日中	2	3	2				7	1	1	1				0	3

3 適正化後の児童生徒数・学級数

	令和10年度推計									
	小学校（普通学級）						中学校（普通学級）			合計
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	
児童生徒数	1	5	2	7	5	6	2	3	2	33
学級数	0	0	0	0	0	0	1	1	1	6

4 その他

小規模校における取組として、施設一体型の小中一貫教育を推進するとともに、市内全域からの通学を可能にしたり、地域性を生かしたカリキュラムを編成したりするなど、小規模校の特性を生かした学校の在り方を検討していきます。

（総合支所管内）

モデル⑧

1 対象校 : 檜崎小学校、岡枝小学校

適正化後の学校位置：現在の岡枝小学校の位置

2 児童数・学級数の将来推計

	令和10年度推計														
	普通学級児童数							普通学級数							
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	複式	合計
檜崎小	1	1	3	2	3	6	16	0	0	0	0	0	0	3	3
岡枝小	16	15	18	11	15	19	94	1	1	1	1	1	1	0	6

3 適正化後の児童数・学級数

	令和10年度推計														
	普通学級児童数							普通学級数							
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	複式	合計
統合校	17	16	21	13	18	25	110	1	1	1	1	1	1	0	6

モデル⑨

1 対象校 : 豊田下小学校、西市小学校、豊田中学校 【小中一貫教育】

適正化後の学校位置 : 現在の西市小学校、豊田中学校の位置

2 児童生徒数・学級数の将来推計

	令和10年度推計															
	普通学級児童生徒数							普通学級数								
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	複式	合計	
豊田下小	4	1	7	4	5	6	27	0	0	0	0	0	0	0	3	3
西市小	9	10	8	12	15	10	64	1	1	1	1	1	1	0	6	6
豊田中	19	22	22	/	/	/	63	1	1	1	/	/	/	0	3	3

3 適正化後の児童生徒数・学級数

	令和10年度推計										
	小学校（普通学級）						中学校（普通学級）			合計	
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年		
児童生徒数	13	11	15	16	20	16	19	22	22	154	
学級数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	9	

モデル⑩

1 対象校 : 室津小学校、誠意小学校、豊洋中学校 【小中一貫教育】

適正化後の学校位置 : 現在の豊洋中学校の位置

2 児童生徒数・学級数の将来推計

	令和10年度推計															
	普通学級児童生徒数							普通学級数								
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	複式	合計	
室津小	2	4	2	3	1	8	20	0	0	0	0	0	0	0	3	3
誠意小	8	15	22	30	17	23	115	1	1	1	1	1	1	0	6	6
豊洋中	23	23	36	/	/	/	82	1	1	2	/	/	/	0	4	4

3 適正化後の児童生徒数・学級数

	令和10年度推計										
	小学校（普通学級）						中学校（普通学級）			合計	
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年		
児童生徒数	10	19	24	33	18	31	23	23	36	217	
学級数	1	1	1	1	1	1	1	1	2	10	

モデル⑪

1 対象校 : 宇賀小学校、小串小学校、川棚小学校

適正化後の学校位置 : 現在の川棚小学校の位置

2 児童数・学級数の将来推計

	令和10年度推計														
	普通学級児童数							普通学級数							
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	複式	合計
宇賀小	1	1	1	5	4	3	15	0	0	0	0	0	0	3	3
小串小	9	2	3	6	6	5	31	1	0	0	1	0	0	2	4
川棚小	24	29	39	35	50	38	215	1	1	2	1	2	2	0	9

3 適正化後の児童数・学級数

	令和10年度推計														
	普通学級児童数							普通学級数							
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	複式	合計
統合校	34	32	43	46	60	46	261	1	1	2	2	2	2	0	10

モデル⑫

1 対象校 : 豊北小学校、豊北中学校 【小中一貫教育】

適正化後の学校位置 : 現在の豊北中学校の位置

2 児童生徒数・学級数の将来推計

	令和10年度推計														
	普通学級児童生徒数							普通学級数							
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	複式	合計
豊北小	16	14	15	24	27	24	120	1	1	1	1	1	1	0	6
豊北中	22	20	25	/	/	/	67	1	1	1	/	/	/	0	3

3 適正化後の児童生徒数・学級数

	令和10年度推計									
	小学校（普通学級）						中学校（普通学級）			合計
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	
児童生徒数	16	14	15	24	27	24	22	20	25	187
学級数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	9

■市立小学校一覧

区分	所在地	学級	特別支援学級	児童			教員	事務職員		養護教諭 (養護士)		栄養教諭	栄養士	校務技士	学校給食調理員	保有教室		
				総数	男	女		県	市	県	市					普通	特別	多目的
令和元年度		485	114	12,288	6,233	6,054	806	48		50		15	3	12(35)	57(34)	619	522	33
令和2年度		472	113	12,069	6,107	5,962	800	47		47		14	4	11(33)	56(34)	614	502	35
1 養 治	本町二丁目6-1	6	2	120	61	59	11	1		1				(1)		9	16	
2 文 関	上田中町一丁目14-1	18	3	500	251	249	26	1		1			1	(1)	2(1)	24	13	
3 名 池	名池町10-1	7	3	178	88	90	18	1		1				(1)	2	11	17	
4 王 江	入江町9-1	6	2	85	41	44	10	1		1				(1)	2	9	12	
5 関 西	関西町12-1	5	2	55	29	26	10	1		1				(1)	2	7	14	
6 桜 山	上新地町二丁目5-10	8	2	185	90	95	13	1		1				(1)		10	19	
7 向 山	向山町14-1	12	2	302	153	149	17	1		1			1	1	2(1)	16	29	
8 生 野	幡生本町7-14	12	3	314	162	152	20	1		1				(1)	2(1)	17	9	
9 本 村	彦島本町三丁目16-1	6	2	78	47	31	11	1		1				(1)		8	14	
10 西 山	彦島迫町五丁目13-21	9	2	216	119	97	14	1		1				1		11	15	1
11 江 浦	彦島江の浦町三丁目4-1	12	4	281	126	155	22	1		1		1		(1)		16	14	
12 角 倉	彦島角倉町三丁目5-5	8	3	215	106	109	17	1		1		1		1		11	24	
13 向 井	彦島向井町二丁目20-1	12	2	250	121	129	17	1		1				(1)		14	10	
14 小 月	小月西の台6-1	12	2	303	161	142	20	1		1				(1)	2(1)	14	9	
15 清 末	清末西町一丁目6-1	16	3	472	239	233	27	1		1		1		1	2(2)	21	6	
16 王 司	王司神田六丁目9-1	18	4	499	259	240	28	1		1				(1)	2(2)	22	7	
17 豊 浦	長府亀の甲二丁目2-1	27	6	893	426	467	48	2		2		1		1	3(4)	34	20	
18 勝 山	秋根上町二丁目2-1	25	5	765	373	392	40	1		1		1		1	2(3)	31	10	
19 川 中	伊倉本町19-1	23	7	719	373	346	39	1		1		1		1	3(2)	31	9	
20 安 岡	安岡町三丁目5-5	24	3	742	389	353	37	2		2		1		1	3(2)	28	11	
21 吉 見	吉見里町一丁目8-1	6	1	166	95	71	9	1		1				(1)	2	7	12	2
22 吉 母	大字吉母字塩谷287	2	0	8	3	5	4	1		1				(1)		2	8	
23 蓋 井	大字蓋井島字田町126-2	2	0	7	5	2	3			1				(1)		2	3	
24 吉 田	大字吉田字高田1044-2	4	2	42	25	17	8	1		1				(1)	2	8	5	
25 王 喜	王喜本町二丁目12-30	7	4	183	103	80	15	1		1				(1)	2	11	7	
26 内 日	大字内日下字坂本1031	3	0	11	4	7	5	1		1				(1)	2	3	10	3
27 山 の 田	山の田中央町13-1	19	4	594	296	298	33	1		1		1		1	2(2)	23	13	
28 川 中 西	古屋町二丁目9-1	16	4	446	217	229	26	1		1		1		(1)	2(2)	21	11	
29 堀 田	新堀田西町一丁目1-1	11	5	272	149	123	22	2		1				(1)	2(1)	17	18	2
30 長 府	長府松小田北町14-1	18	5	464	247	217	30	1		1			1	(1)	2(2)	25	18	
31 一 の 宮	一の宮住吉一丁目8-1	18	5	480	253	227	30	1		1		1		1	2(2)	24	5	6
32 熊 野	熊野西町10-1	25	3	777	374	403	40	2		2		1		1	3(3)	26	8	8
33 豊 東	菊川町大字上大野字上原10020-1	9	2	203	108	95	13	1		1			1	(1)	2(2)	12	9	3
34 岡 枝	菊川町大字吉賀字金蔵寺2494	6	2	134	64	70	11	1		1				(1)	2(1)	8	8	
35 檜 崎	菊川町大字檜崎字穀屋敷215	5	1	51	29	22	8	1		1				(1)	2	7	8	
36 豊 田 中	豊田町大字浮石字久下1159-1	3	0	20	4	16	5	1		1				(1)		3	10	
37 西 市	豊田町大字矢田字今熊132	6	2	98	52	46	11	1		1		1		(1)		8	9	2
38 豊 田 下	豊田町大字手洗字貴布祢303	5	2	53	26	27	9	1		1				(1)		8	5	
39 室 津	豊津町大字室津下字新田152-1	4	0	39	22	17	6	1		1				(1)		7	6	2
40 誠 意	豊津町大字黒井字才舛2200	8	2	186	87	99	14	1		1		1		(1)		11	17	
41 川 棚	豊津町大字川棚字後菜3650-1	13	2	388	192	196	21	1		1		1		(1)		15	8	4
42 小 串	豊津町大字小串字谷田ヶ谷617	5	2	43	21	22	9	1		1				(1)		7	8	
43 宇 賀	豊津町大字宇賀字ふけ4961	3	1	29	12	17	6	1		1				(1)		5	11	2
44 豊 北	豊北町大字滝部字常安1200	8	2	203	105	98	17	1		1				(1)		10	7	

※ () は非常勤職員または会計年度任用職員、外教

令和2年5月1日現在

保健室	給食室	水泳プール	校舎等							用地					区分
			校舎保有面積				屋内運動場保有面積			面積				左の内 借地	
			総数	鉄筋	鉄骨	木造	総数	鉄筋	鉄骨	総数	建物敷地	屋外運動場	その他		
49	49	46	195,288	186,367	7,780	1,141	40,360	10,290	30,070	914,991	369,682	425,887	139,610	30,611	令和元年度
44	44	41	189,563	181,014	7,549	1,000	38,658	9,154	29,504	855,005	356,382	394,638	124,173	30,611	令和2年度
○	配	○	4,593	4,456	137		809		809	10,589	5,131	4,607	851		1 養 治
○	○	○	6,392	6,294	7	91	968		968	18,679	7,752	6,646	4,281		2 文 関
○	○	○	3,748	2,961	787		887		887	15,920	6,945	7,102	1,873		3 名 池
○	○	○	3,646	3,522	114	10	729	729		14,454	4,537	5,040	4,877		4 王 江
○	○	○	3,950	3,787	163		965		965	20,947	9,009	7,855	4,083		5 関 西
○	配	○	4,891	4,773	118		785		785	11,647	4,494	4,768	2,385		6 桜 山
○	○	○	8,249	8,104	145		936		936	20,208	9,260	7,438	3,510		7 向 山
○	○	○	4,355	4,305	50		928		928	14,271	5,449	7,184	1,638		8 生 野
○	配	○	4,685	4,370	315		806		806	14,537	6,463	5,298	2,776		9 本 村
○	配	○	4,946	4,738	208		879		879	25,481	12,731	11,603	1,147	20,832	10 西 山
○	配	○	4,783	4,638	145		918		918	18,047	10,018	7,825	204		11 江 浦
○	配	○	6,030	5,761	269		1,046	24	1,022	18,385	7,420	8,843	2,122		12 角 倉
○	配	○	5,029	4,823	206		890		890	31,930	13,116	14,583	4,231		13 向 井
○	○	○	3,778	3,659	119		1,156	1,156		26,279	8,618	9,058	8,603		14 小 月
○	○	○	4,481	4,216	92	173	814		814	19,686	9,033	9,315	1,338		15 清 末
○	○	○	4,499	4,258	241		981	981		18,538	7,553	9,731	1,254		16 王 司
○	○	○	8,772	8,606	157	9	1,404		1,404	29,261	20,743	8,518			17 豊 浦
○	○	○	5,658	5,574	84		1,123		1,123	29,844	10,369	12,931	6,544		18 勝 山
○	○	○	6,540	5,400	1,140		1,181		1,181	24,071	9,501	12,762	1,808		19 川 中
○	○	○	6,978	5,988	990		1,189		1,189	20,902	9,004	9,965	1,933	9,575	20 安 岡
○	○	○	3,971	3,901	70		980		980	24,810	8,164	12,319	4,327		21 吉 見
○	配	○	1,961	1,843	118		868		868	11,517	5,349	6,168			22 吉 母
○	○	○	322		322		761		761	8,637	1,571	4,902	2,164		23 蓋 井
○	○	○	1,924	1,820	33	71	868		868	15,285	4,653	10,632			24 吉 田
○	○	○	2,782	2,741	41		906	906		17,861	7,386	8,739	1,736		25 王 喜
○	○	○	2,233	2,188	45		881		881	13,323	6,657	6,018	648		26 内 日
○	○	○	5,772	5,697	75		811		811	17,902	6,946	8,798	2,158		27 山 の 田
○	○	○	5,313	5,165	148		788		788	17,018	6,005	9,822	1,191		28 川 中 西
○	○	○	6,319	6,248	71		1,011		1,011	27,104	9,928	12,728	4,448		29 垢 田
○	○	○	7,335	7,250	85		1,131		1,131	30,014	10,878	10,932	8,204		30 長 府
○	○	○	5,900	5,900			1,018		1,018	32,475	11,110	12,200	9,165	204	31 一 の 宮
○	○	○	6,051	5,990	61		1,015	1,015		31,042	11,935	11,740	7,367		32 熊 野
○	○	○	3,351	2,712	620	19	648		648	21,195	10,336	8,863	1,996		33 豊 東
○	○	○	2,799	2,769	30		544		544	17,131	5,916	6,546	4,669		34 岡 枝
○	○	○	2,011	1,686	69	256	525		525	19,664	5,730	8,699	5,235		35 檜 崎
○	配	○	1,817	1,769	17	31	698	698		26,081	7,174	9,300	9,607		36 豊 田 中
○	配	○	3,076	3,037	3	36	694		694	14,331	7,680	6,008	643		37 西 市
○	配	○	1,696	1,665		31	680	680		15,966	7,153	8,813			38 豊 田 下
○	配		2,087	2,037		50	785	785		19,699	8,380	11,319			39 室 津
○	配		4,062	3,972	75	15	561		561	16,216	4,685	11,375	156		40 誠 意
○	配	○	4,169	3,945	116	108	911		911	22,290	9,993	12,297			41 川 棚
○	配		3,144	3,098	13	33	607	607		14,632	7,809	5,835	988		42 小 串
○	○	○	2,542	2,480		62	779	779		11,772	4,773	6,269	730		43 宇 賀
○	配	○	2,923	2,868	50	5	794	794		25,552	9,025	13,244	3,283		44 豊 北

※○は、有の意味（配は、給食配膳室のみ）

■市立中学校一覧

区分	所在地	学級	特別支援学級	生徒			教員	事務職員		養護教諭 (養護士)		栄養教諭	栄養士	校務技士	学校給食調理員	保有教室		
				総数	男	女		県	市	県	市					普通	特別	多目的
令和元年度		196	48	5,774	3,005	2,763	441	28		22		5	2	14(8)	14(8)	286	440	16
令和2年度		195	51	5,817	3,014	2,803	448	28		22		6	1	13(9)	14(8)	271	454	16
1 日 新	上田中町一丁目15-1	9	2	297	146	151	22	1		1				1		14	26	
2 向 洋	向洋町一丁目14-1	5	1	131	61	70	12	1		1				1		6	25	
3 文 洋	上新地町五丁目6-1	7	2	142	71	71	18	1		1				1		9	39	
4 名 陵	丸山町一丁目13-3	6	2	119	62	57	15	1		1				1		9	18	
5 東 部	清木陣屋5-10	17	3	562	291	271	35	2		1		1		1	2(2)	20	21	
6 長 府	長府逢坂町3-1	13	4	432	245	187	30	1		1		1		1	2(1)	17	20	
7 勝 山	秋根上町二丁目5-1	18	4	603	304	299	37	1		1		1		1	2(2)	22	14	2
8 川 中	伊倉新町四丁目6-1	19	3	657	339	318	40	5		2		1	1	(1)		27	53	
9 安 岡	安岡町四丁目2-1	12	3	358	196	162	25	1		1		1		1	2(1)	17	17	2
10 吉 見	永田本町一丁目3-10	3	1	82	39	43	10	1		1				1	2	4	12	
11 彦 島	彦島江の浦町二丁目25-1	12	3	382	191	191	28	1		1				1		15	26	
12 玄 洋	彦島本村町二丁目8-1	6	2	149	75	74	14	1		1				(1)		10	25	
13 木 屋 川	木屋川南町二丁目660	4	3	111	57	54	12	1		1				(1)	2	7	10	
14 内 日	大字内日下字福寿庵1196-2	2	0	13	5	8	6	1						(1)		4	7	1
15 山 の 田	山の田本町8-1	14	4	435	230	205	31	2		1				1		18	20	
16 垢 田	大字垢田字笹原1127-6	11	2	330	178	152	24	1		1				1		13	25	
17 長 成	長府日の出町4-1	7	2	217	103	114	16	1		1				1		12	19	2
18 菊 川	菊川町大字下岡枝字上室屋1-2	6	2	199	106	93	16	1		1				(1)	2(2)	10	14	
19 豊 田	豊田町大字矢田字鎮守434	4	2	94	48	46	11	1		1				(1)		7	12	
20 豊 洋	豊浦町大字黒井字馬神10724-1	6	2	127	72	55	14	1		1				(1)		8	13	
21 夢 が 丘	豊浦町大字小串字夢が丘10145	9	2	260	137	123	19	1		1				(1)		12	15	4
22 豊 北	豊北町大字滝部字幸神1244-36	5	2	117	58	59	13	1		1		1		(1)		10	23	5

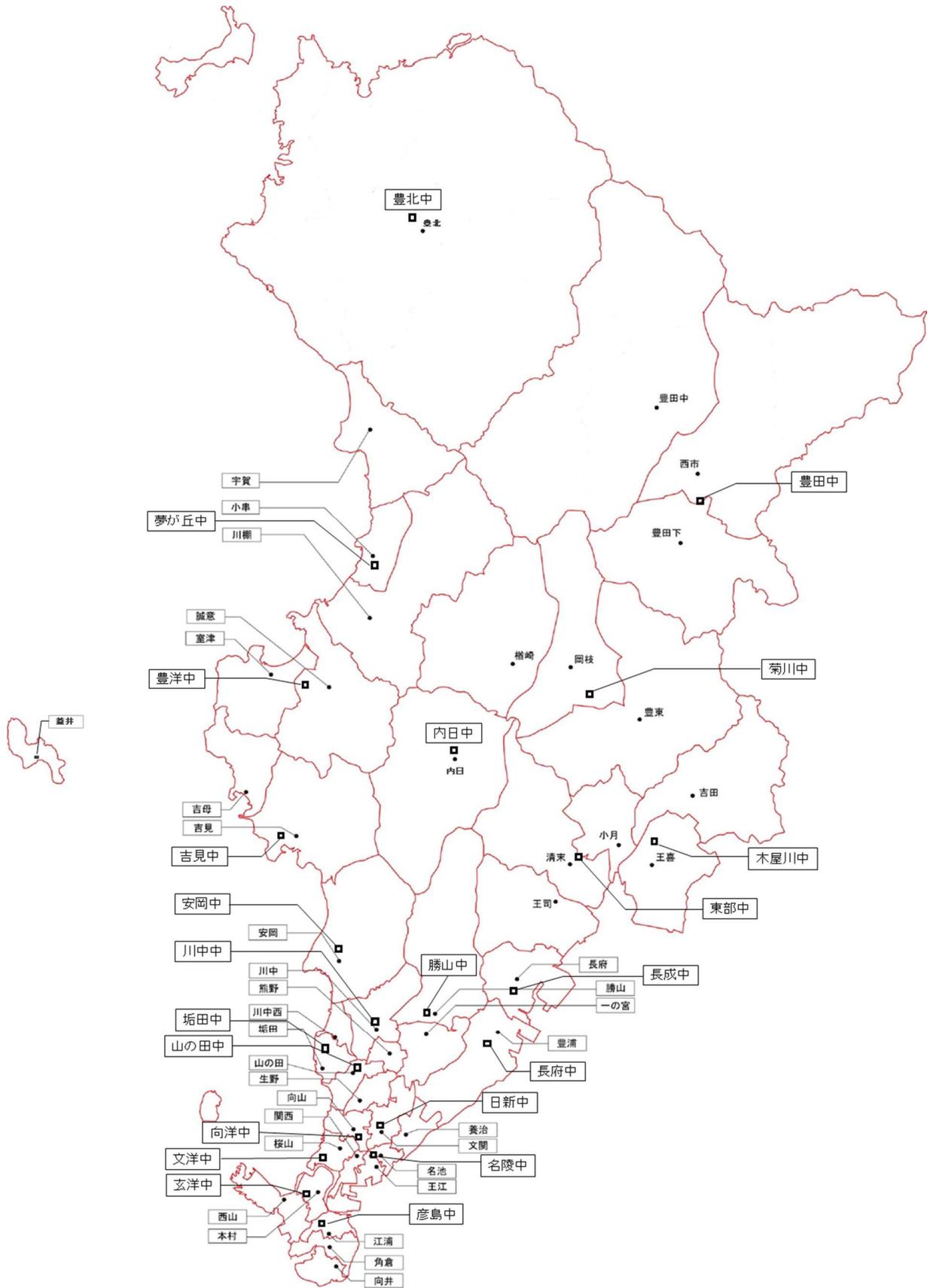
※ () は非常勤職員または会計年度任用職員、外数

令和2年5月1日現在

保健室	給食室	水泳プール	武道場	校舎等								用地					区分
				校舎保有面積				屋内運動場保有面積				面積				左の内 借地	
				総数	鉄筋	鉄骨	木造	総数	鉄筋	鉄骨	総数	建物敷地	敷外運動場	その他			
22	22	20	17	126,510	120,835	5,604	71	22,341	9,424	12,917	782,933	243,848	277,554	261,531	20,146	令和元年度	
22	22	20	17	126,510	120,835	5,604	71	22,341	9,424	12,917	782,933	243,848	277,554	261,531	20,146	令和2年度	
○	配	○	○	6,683	6,368	315		812	812		33,695	8,355	7,957	17,383		1日新	
○	配	○	○	5,771	5,376	395		1,192	1,192		30,529	13,250	12,340	4,939	17,258	2向洋	
○	配	○	○	7,450	6,925	525		749	749		25,490	12,248	7,803	5,439	2,888	3文洋	
○	配	○	○	5,038	4,946	92		758	758		16,391	7,299	8,016	1,076		4名陵	
○	○	○	○	6,299	6,194	105		819	819		73,459	12,331	13,118	48,010		5東部	
○	○	○	○	6,843	6,315	528		1,026		1,026	57,236	12,519	15,171	29,546		6長府	
○	○	○	○	6,858	6,806	52		961		961	29,899	11,510	10,694	7,695		7勝山	
○	配	○	○	12,131	12,131			2,299	133	2,166	33,753	19,553	14,200			8川中	
○	○	○	○	6,212	5,555	657		1,019		1,019	34,816	12,251	16,299	6,266		9安岡	
○	○	○	○	3,401	3,208	193		994		994	26,753	10,472	14,832	1,449		10吉見	
○	配	○	○	7,322	6,737	585		817	817		37,778	10,785	16,491	10,502		11彦島	
○	配	○	○	6,233	5,606	627		1,130		1,130	46,640	12,069	15,768	18,803		12玄洋	
○	○	○	○	3,097	3,002	95		602		602	20,743	7,157	10,435	3,151		13木屋川	
○	配	○		1,928	1,864	64		776		776	12,611	5,750	6,541	320		14内日	
○	配	○	○	6,530	6,368	162		985		985	20,761	9,116	10,254	1,391		15山の田	
○	配	○	○	6,464	6,022	442		1,234		1,234	33,053	12,000	15,000	6,053		16垢田	
○	配	○	○	5,549	5,491	58		1,178	1,178		35,095	8,864	15,910	10,321		17長成	
○	○			3,234	2,664	543	27	1,426		1,426	26,465	11,341	15,124			18菊川	
○	配	○		2,919	2,813	62	44	1,123	1,123		25,538	11,437	13,859	242		19豊田	
○	配	○		3,441	3,337	104		676	78	598	19,928	6,302	9,997	3,629		20豊洋	
○	配			5,580	5,580						23,423	5,611	11,500	6,312		21夢が丘	
○	配	○	○	7,527	7,527			1,765	1,765		118,877	23,628	16,245	79,004		22豊北	

※○は、有の意味（配は、給食配膳室のみ）

■市立小・中学校配置図（令和2年度）



下関市立学校適正規模・適正配置基本計画
(第3期計画期間：令和2年度～令和6年度)

令和4年11月

発行／下関市教育委員会

編集／下関市教育委員会 教育部教育政策課

〒751-0830 下関市幡生新町1番1号

電話 083 (231) 1560 FAX 083 (222) 8338